

衆議院法務委員会ニュース

平成 28.5.20 第 190 回国会第 19 号

5 月 20 日（金）、第 19 回の委員会が開かれました。

1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。
補欠選任 理事 あかま 二郎君（自民）（理事鈴木警祐君今 20 日委員辞任につきその補欠）

2 民法の一部を改正する法律案（内閣提出第 49 号）

- ・岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・城内実君外 4 名（自民、民進、公明、共産、おおさか）提出の修正案について、提出者逢坂誠二君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成一自民、民進、公明、共産、おおさか、上西小百合君（無）、鈴木貴子君（無））
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民進、公明、共産、おおさか、上西小百合君（無）、鈴木貴子君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

安藤 裕君（自民）

- ・平成 27 年 12 月の最高裁判所大法廷判決においては、再婚禁止期間規定そのものを廃止すべきとの意見があったが、本法案において同規定を廃止せず、再婚禁止期間を存続させることとした意義について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案による改正後の民法第 733 条第 2 項の再婚禁止期間の適用除外事由となる「前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合」の証明については、戸籍実務に支障が生じないような運用が必要と考えるが、どのような運用を検討しているのか、伺いたい。
- ・民法第 772 条の嫡出推定の規定により前夫の子と推定されることを避けるため、出生届が提出されず無戸籍となる子がいるが、この問題についての法務省の認識と取組を伺いたい。

井出 庸生君（民進）

- ・特定秘密保護法に関し、今般、警察庁及び外務省において特定秘密の指定が解除された件について、該当する特定秘密に係る行政文書がないことに自発的に気付いて指定解除に至ったのか、その経緯を伺いたい。
- ・「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」で各省庁に求められている年 1 回の点検に関し、実態を把握する必要があると考えるが、内閣官房の見解を伺いたい。

- ・選択的夫婦別氏制度は、男女平等及び個人主義という観点によるものだけでなく、家を守るという観点からの利点もある制度であると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・再婚禁止期間を維持するかどうかを検討することは、平成 27 年 12 月の最高裁判所大法廷判決の趣旨にも適うと考えるが、見解を伺いたい。

逢坂 誠二君（民進）

- ・無戸籍者の実態について、どのような方法で把握しているのか、また、無戸籍者となる主な理由について、どのような認識を持っているのか、伺いたい。
- ・本法案において、再婚禁止期間が 6 か月から 100 日に短縮された趣旨はどのようなものか、伺いたい。
- ・法務局が保有している戸籍の副本の保存について、公文書等の管理に関する法律の適用はあるのか、また、戸籍、除籍等の保存期間が何年なのか、伺いたい。

畑野 君枝君（共産）

- ・女性だけに再婚禁止期間を設ける規定は差別的であり、廃止すべきとの声もあるが、再婚禁止期間をなくすのではなく、その期間を 6 か月から 100 日に短縮する法改正を行うことによどのような合理性があるのか、伺いたい。
- ・再婚後 200 日以内に生まれた子は、後夫の嫡出推定が及ばないということであるが、このような場合に戸籍上ど

のような扱いがなされているのか、伺いたい。

- ・ 選択的夫婦別氏制度に関しては、これまでの質疑で何度も取り上げ、野党から選択的夫婦別氏制度の導入についての法案が提出されていることを踏まえ、政府内でも選択的夫婦別氏制度の導入に向けた議論をすべきであると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

木下智彦君（おおさか）

- ・ 再婚禁止期間は、なぜ180日では憲法違反で、なぜ100日

なら大丈夫なのか、わかりやすく説明してもらいたい。

- ・ 民法第772条の嫡出推定の規定はなぜ必要なのか、父子関係が確定されなければ、どのような不利益が生ずるのか、見解を伺いたい。
- ・ 父子関係が定まらないと子供が不利益を受けるという問題を根本的に解決すべきであると考えているが、このようなことを検討する余地はないのか、法務大臣の見解を伺いたい。

3 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）（参議院送付）

- ・ 提案理由の説明を省略することに協議決定しました。
- ・ 岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 清水忠史君（共産）が討論を行いました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民進、公明、おおさか、上西小百合君（無）、鈴木貴子君（無） 反対—共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

清水忠史君（共産）

- ・ 参議院法務委員会における刑事訴訟法等改正案に対する賛成討論での「どのような制度も完璧なものはない。本改正案がえん罪を生む可能性があるとの懸念を重く受けとめる」との発言に対し、どのように感じたのか、法務大臣に伺いたい。
- ・ 刑事訴訟法等改正案における取調べの録音・録画は、適正な取調べであることを事後的に検証できるように、例

外を認めることなく、全ての事件、全ての取調べ過程を対象とすべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・ 刑事訴訟法等改正案の通信傍受について、民間企業に委託した技術的措置に関する調査研究において、通信網を通じて通信内容が漏えいするリスクの主体として都道府県警察は対象となっていないが、都道府県警察についても検証すべきではないか、警察庁の見解を伺いたい。

4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案（参議院提出、参法第6号）

- ・ 発議者参議院議員矢倉克夫君（公明）から提案理由の説明を聴取しました。
- ・ 発議者参議院議員西田昌司君（自民）及び矢倉克夫君（公明）並びに岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民進、公明、共産、おおさか、上西小百合君（無）、鈴木貴子君（無））
- ・ 城内実君外4名（自民、民進、公明、共産、おおさか）から提出された附帯決議案について、井出庸生君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成—自民、民進、公明、共産、おおさか、上西小百合君（無）、鈴木貴子君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

國重徹君（公明）

- ・ 本法案は理念法であり実効性がないとの批判に対して、法律で不当な差別的言動は許されないと宣言することは、他の法令の解釈や司法判断に当たり、解釈指針となるという重要な意義を有すると考えているが、発議者の見解を伺いたい。
- ・ 本法案の成立後、法務省は、これまで行ってきたヘイトスピーチ対策に加え、新たな取組も行う必要があると考

えているが、どのような取組をしていくつもりなのか。

- ・ 法務省が現在進めているヘイトスピーチ以外の人権問題全般の実態調査について、進捗状況と見通しを伺いたい。

逢坂誠二君（民進）

- ・ 本法案においては本邦外出身者に対する不当な差別的言動について、あつてはならないとしているが、その対象が本邦外出身者であるか否かにかかわらず、また、適法に居住する者であるか否かにかかわらず、ヘイトスピー

ちは許されないものであることで間違いがないか、発議者の見解を伺いたい。

- ・本法成立により、ヘイトデモのための道路使用許可申請等における取扱い等、警察の対応に変化が生じるかなど、本法案の実効性について、発議者の見解を伺いたい。
- ・本法案附則の検討条項に関して、現在想定される検討すべき点及び検討を行うまでの期間の見通しについて、発議者の見解を伺いたい。

畑野君 枝君（共産）

- ・ヘイトスピーチの根絶に向け、地方自治体や警察において、本法案によりどのような効果が生ずるかについて、発議者の見解を伺いたい。
- ・本法成立後、その趣旨等を周知するため、全国の警察に通達等を発出すべきと考えるが、警察庁の見解を伺いたい。
- ・ヘイトスピーチを無くすことを求める者がいるという認

識及びヘイトスピーチを根絶するための今後の取組について、法務大臣の見解を伺いたい。

木下智彦君（おおさか）

- ・本法案における不当な差別的言動について、ある言動が不当な差別的言動であるということをどのように判断していくのか、伺いたい。
- ・「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」では、市長が、審査会の意見を聴いた上で、ヘイトスピーチに該当するとされた表現内容、表現活動を行った者の氏名等を公表することができるとの規定があるが、そのような規定についてどう考えているのか、発議者の見解を伺いたい。

5 部落差別の解消の推進に関する法律案（二階俊博君外8名提出、衆法第48号）

- ・提出者門博文君（自民）から提案理由の説明を聴取しました。